

基勞補発0729第4号
平成22年7月29日

社団法人 日本鍼灸師会会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成22年8月1日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。

基発 0729 第 4 号
平成 22 年 7 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記算定基準については、昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号一 1 通達により取り扱
っているところであるが、今般、健康保険におけるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサ
ージ・指圧師に係る療養費の支給基準が改正されたこと等を勘案し、その一部を改め、別
添のおりとし、本年 8 月 1 日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用するこ
ととしたので、了知の上、管内の関係団体と改定後の同算定基準に基づく協定の締結を行
い、円滑な運営を図られたい。

(別添)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(平成22年8月1日以降の施術)

初	検	料	2,580円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に650円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に1,870円を加算する		
往	療	料	2,230円	注1 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に960円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,880円を加算する。 2 夜間往療については、所定金額(注1による加算金額を含む。)の100分の100に相当する金額を加算する。 3 2戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患者の所在地を起点とする。		
施 術 料	はり・きゅう	1術の場合	1日1回限り 2,510円	注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。		
		2術(はり・きゅう併用)の場合	1日1回限り 3,940円			
	マッサージ	マッサージを行った場合	1日1回限り 2,510円	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。		
		温罨法を併施した場合	1回につき 90円加算			
		変形徒手矯正術を行った場合	1肢につき 535円			
	はり又はきゅうとマッサージの併用	1日1回限り 3,940円	注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。			
	電気・光線器具による療法	1日1回限り 550円加算	注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具(あん摩マッサージ指圧師にあつては、超音波(若しくは極超短波)又は低周波、はり師及びきゅう師にあつては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。)を使用した場合に算定する。 ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線器具を使用しても1回として算定する。			
休	業	証	明	料	1件につき 2,000円	休業(補償)給付請求書における証明

基勞補発0729第7号
平成22年7月29日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記については、平成22年7月29日付け基発0729第4号通達により示され、この労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準（以下「改定算定基準」という。）によることとされたので、協定締結及び関係者に対する改定算定基準の周知について、適切な事務が行われるように万全を期されたい。

なお、関係団体に対しては、本職から別添により協定締結についての協力等を依頼したところであるので、念のため申し添える。